

## 議案第 1 号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部を改正する条例

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和  
42 年川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 1  
項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「第 5 条第 12 項」  
を「第 5 条第 11 項」に改める部分は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

障害者自立支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。